

第三百二十二回 参議院大蔵委員会會議録第一二号

平成七年二月十七日(金曜日)

午後一時三十一分開会

委員の異動

二月十七日

辞任

寺崎 昭久君

補欠選任

都築 謙君

出席者は左のとおり。

委員長 西田 吉宏君

理事 竹山 裕君

榑崎 泰昌君

志苦 裕君

峰崎 直樹君

白浜 一良君

片山虎之助君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

須藤良太郎君

増岡 康治君

一井 淳治君

久保 亘君

鈴木 和美君

谷畑 孝君

猪熊 重二君

都築 謙君

野末 陳平君

池田 治君

吉岡 吉典君

島袋 宗康君

國務大臣

大蔵大臣 武村 正義君

政府委員

大蔵政務次官 石井 智君

大蔵省主計局長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 小川 是君

大蔵省関税局長 鏡味 徳房君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省銀行局保 山口 公生君

大蔵省銀行局保 松川 隆志君

国稅庁次長 中川 隆進君

国稅庁長官官房 堀田 隆夫君

国稅審議官 小林 正二君

国稅庁課稅部長 堀田 隆夫君

事務局側 常任委員会専門 員 小林 正二君

本日の會議に付した案件

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅關係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田吉宏君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅關係法律の臨時特例に関する法律案及び災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

○國務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅關係

法律の臨時特例に関する法律案及び災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅關係法律の臨時特例に関する法律案について御説明を申し上げます。

政府としては、阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に、かつ、平成六年分の所得稅の申告期限前という特殊な時期に発生したこと及び大震災が神戸港という我が国の貿易拠点直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急に対応すべき措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。まず、所得稅につきましては、今回の大震災により、住宅や家財等について損失が生じたときは、平成六年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるとともに、住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、この雑損控除の特例との選択により、平成六年分の所得稅について、災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律による軽減免除の適用を受けることができる特例を設けることとしております。

また、雑損控除の特例との関連で、今回の大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を平成六年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができるとともに、必要経費に算入することができるとしてしております。

次に、関稅につきましては、今回の大震災の被災者に係る関稅の納期限を延長する等の特例を設けることとしております。

また、今回の大震災の被災者に対する救済物資等を執務時間外に通関する際の臨時開手手数料等を免除する等の特例を設けることとしております。

次に、災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につき御説明を申し上げます。

政府としては、阪神・淡路大震災の被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。所得稅の軽減免除または徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を現行の六百万円から一千万円に一・七倍程度引き上げるとともに、全額免除等の対象となる所得限度額につきましても同程度の引き上げを行うこととしております。

また、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国稅關係法律の臨時特例に関する法律案との関連で、この改正は、平成六年分の所得稅から適用することとしております。

以上が二つの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田吉宏君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪熊重二君 きょうは阪神・淡路大震災からちょうど一カ月目で、この大きな災害による被災が現在も続いているという状況で、大変心痛む話であります。本日現在においてもまだ二十一日の方々が避難所生活を送っておられる。一日や二日ならば避難所もいけれども、もう一カ月経って、それまでに二十一日の方々がこういう状況

にある。政府としても被災者救済援護措置をいろいろやっておられることは非常に多とるところではあります。まことに被災者にはお気の毒にたえない次第です。

今回の二法律案は、このような被災者の方々の納税に關し救済措置を講じようとするものでありまして、政府の努力を多とし、この法案そのものについてはもちろん賛成するものであります。

法案の個々の問題を質問する前に、大蔵大臣に法案に關連して一、二点総論的なことを伺っておきたいと思ひます。

今回の二法律案は、その適用対象を阪神・淡路大震災の被災者に限定し、その方々の平成六年の所得税の軽減を図ることを目的にしています。先ほど申し上げたように、そのこと自体はもちろん大変被災者のために結構な話なんです。ただ、適用対象を阪神・淡路大震災に限定している關係上、例えばこの大震災と同時に該当地域以外において火災その他によって損失をこうむった方々との間に格差を生じることになります。このような格差を生ずるにもかわからず、なおかつこの法律が憲法上特に問題にされるようなことはないんだということに關しての大蔵大臣の所見をまず伺っておきたい。

○國務大臣(武村正義君) 今回の阪神・淡路大震災と他の一般の火災、災害等との比較の問題でございますが、今回の災害は被害が大変甚大であります。広範な地域にわたっております。同時・大量・集中的に発生したものであります。また社会インフラの被害も大変大きいものがございます。そういうところから、個々の納税者がこうむった損害に係る所得税法上の配慮はできるだけ早い段階で行うことが要請されております。

もう一つは、暦年課税である所得税制度におきましては、平成七年に発生した被害を平成六年分所得税に反映させることはできないわけでありまして、今回の被害は、暦年終了による平成六年分所得税の確定後、申告納税が行われるまでの大変特殊な時期に発生をいたしております。

この二つの理由において、今回特別の立法措置を行ひまして、御承認をお願いいたしていただくところでございます。

○猪熊重二君 次に、この二法案は、それ自体として被災者のために非常に納税義務上結構な話ではあります。しかしこれだけで、さらに被災者の各種納税義務の減免という点から見て完全である、十分であるというふうなことは言えないんじゃないだろうか。

例えば、今回の災害によって不幸にして亡くなられた方々に關して発生した相続の相続税の問題とか、あるいは死亡保険金受取人に対する課税の問題であるとか、あるいは今回の災害でやむを得ず不動産、特に土地等を処分してよそへ行くというふうな方々に対する土地譲渡所得課税の問題とか、何かまだいろいろ被災者に対する課税上の問題として検討すべき問題があるんじゃないだろうかと思ひますが、大蔵大臣として、現在あるいは早急にこのような点についてはこうしたい、こうする方向であるというふうなことがあればお知らせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(武村正義君) 今回の大震災の中で、所得税にかかわる今回の措置以外の税制上の措置についてもいろいろ御議論があることを承知いたしてあります。震災の状況等の把握を行ひ、各方面での震災に対する取り組みが進むにあわせまして、税制の仕組みの中でどんな対応が適切であり、また可能であるかについて目下検討を進めさせていたいただいております。

○猪熊重二君 あとは事務当局の方で答えたいだけ結構です。この二法案のうち、私は国税関係法律の臨時特例法に關してだけ質問させてもらつてもいいんですが、この臨時特例法において、関税法関係においては第八条において対象となる地域が大蔵大臣が指定する地域、すなわち指定地域ということに明確になっているんです。ところが所得税法の特例に關する部分については、阪神・淡路大震災により生じた損害というふうな規定はあるんです。

が、これ以上に対象地域とか対象の納税義務者などは何ら特定されていません。そうすると、阪神・淡路大震災という概念とかあるいは阪神・淡路大震災により生じた損害ということとは、この法文上当然前提になっているように見えますが、この辺はどのようなお考えなんでしょうか。

○政府委員(小川是君) 法文上、ただいま御指摘のとおり、阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減といったような形で震災を引いているわけでございます。この地震の被害を受けた方はかなり広範な地域にわたっておられるわけでございます。したがひまして、ここでこの法文に書いております対象者と申しますのは、一月十七日の、気象庁の地震の呼び方によれば、兵庫東部地震が起こったことによつて被害を受けた方々という概念でございまして、それは現在納税者につきまして申告納付等の期限の延長ということを地域を指定して一般的に行つておりますが、その地域におられる方以外であっても、もとよりこの被災者に該当し得るわけでございます。そうした方々も含めてこの法律の適用対象になるという關係でございます。

○猪熊重二君 この特例法の中の雑損控除の特例に關して今から何点か伺ひたいと思ひます。が、今回の災害による損失を平成六年分確定申告の際の雑損控除とするか、あるいは平成七年分の雑損控除とするかは申告者の任意な選択に任せ、こういうことになっておるようです。

その場合、損害が非常に大きいから、とりあえず六年分の雑損の方はちよつと課税されないような額において六年分を申告し、残りを七年分に申告するというふうに分割して雑損控除の申告をすることはできるんじゃないでしょうか。

○政府委員(小川是君) 所得税法の雑損控除制度は、災害などによつてこうむる損失、これによつて税負担をする力が減殺されるということをしんしゃくしてこうした控除制度を設けているものでございまして、その得られた所得と損失をぶつつけてしんしゃくをするという制度でございまして、ただいま委員が言われたように納税者が自由に、生じた損失の何割かはことし、残りは来年ということを手定しているものではございません。したがひまして、損失があると御自分で認識されて申告をされますときには一括してその年の、今回の場合であれば、六年分を選択されるのであれば六年分の損失として申告をしていただきます。

しかし、所得を上回る損失がございまして、その超える部分につきましては翌年以降の所得から控除できるように二年間繰り越しをすることができるとなつております。こうした形によりまして、大きな損失の場合にもある程度の年数にわたつて控除ができるという制度をとつております。

○猪熊重二君 平成六年分の所得税の申告の期限は本来的にはこの三月十五日ですが、これが通達等によつて延長されたと聞いていますが、被災者に關する申告期限は現在どのような取り扱ひになつておるんでしょうか。

○政府委員(松川隆志君) お答えいたします。阪神・淡路大震災に対する緊急の対応いたしまして、去る一月二十五日、多大な被害を受けられました神戸市を初めとする十八市町村の納税者につきまして、国税通則法第十一条に基づきまして申告期限の延長を行ったところでございまして、ただし、その期限につきましては今後復旧の状況等を見きわめて後日別途指定するということになつております。

現在、指定地域の状況を見ますと、さまざまな努力によりまして交通機関やライフラインなどの復旧が進められておりますけれども、また、企業を中心に事業活動を再開する動きもございまして、依然として多くの納税者が生活の本拠を失ひ、また避難所での生活あるいは仮住まいなどを余儀なくされるような状況でございまして、そういういまだ通常の生活を営めない状況にあるわけ

でございます。したがって、その得られた所得と損失をぶつつけてしんしゃくをするという制度でございまして、ただいま委員が言われたように納税者が自由に、生じた損失の何割かはことし、残りは来年ということを手定しているものではございません。したがひまして、損失があると御自分で認識されて申告をされますときには一括してその年の、今回の場合であれば、六年分を選択されるのであれば六年分の損失として申告をしていただきます。しかし、所得を上回る損失がございまして、その超える部分につきましては翌年以降の所得から控除できるように二年間繰り越しをすることができるとなつております。こうした形によりまして、大きな損失の場合にもある程度の年数にわたつて控除ができるという制度をとつております。

でございます。

今後、したがって期限をどうするかということにつきましては、このような被災された納税者の状況を十分配慮して検討してまいりたいというふうに考えております。災害によりまして申告等を行ない得ない納税者の皆様につきましては、その実情に即して申告等の期限を相当期間にわたり延長する対応を講じてまいることとしたいと考えております。

○猪熊重二君 それでは、この雑損控除の適用対象の範囲についてお伺いしますが、先ほど大臣もお読みになった趣旨説明にもありましたように、主として雑損控除の適用対象は住宅だとか家財道具というふうなものが予定されています。しかしそれ以外に、例えば自動車なんというのはどうなんでしょう。それから火災で燃えてしまった貴金属だとか美術品なんというのはどうなんでしょう。さらに私が伺いたいのは、この震災によって借家権だとか借地権だとかそういうものを喪失してしまつたような場合、これらの権利の喪失も、雑損と言ふのかどうか知らぬけれども、この雑損控除の対象にはなるんでしょうか。どの範囲なんですか。ちょっと御説明ください。

○政府委員(堀田隆夫君) お答え申し上げます。

雑損控除の対象となります資産の範囲でございますけれども、生活に通常必要な資産ということで考へておりまして、つまり生活に通常必要でない棚卸資産とかあるいは事業用の資産はその対象となる資産から除かれるということでございます。したがって、具体的に対象となつてまいりますのは、住宅、それから日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産というものが対象になってくるわけでございます。

今、先生から御指摘のございました幾つかの資産でございますけれども、自動車につきましては、構造や価額、それからその使用状況を見まして、総合的に勘案して生活に通常必要であるかどうか、どういふふうに使われているかを判断することになると考へております。通常の自動車は対

象になると思いますが、レジャー専用のスポーツカー等になるとこれはちょっと対象とはなりにくいという感じがしております。

それから美術品でございますけれども、美術品につきましては政令の規定がございまして、生活に通常必要なもので一個または一組の価額が三十万円以下のものが雑損控除の対象となるということになっております。

それから借家権、借地権のお尋ねがございましたけれども、借家権、借地権のたぐいにつきましては、住宅が損壊をするあるいは土地が地割れ等で損壊することになりますと、その修繕あるいは補修の負担は一義的には賃貸人、所有者が負担すべきものであらうと考へられますので、直ちにこれら権利の、何といひますか価値の低下が対象になるといふものではないということでございます。そこは例えば、これは新潟地震のときにもそういう配慮をしたわけでございまして、権利金を支払つて賃借していた住宅が損壊したような場合には、その借家権について雑損控除の対象とするといひますか、その権利金の被災時の未償却残額に相当する部分を雑損控除の対象に繰り入れるという運用をしております。同じようなことを考へたいと思っております。

○猪熊重二君 今度は損失の算定についてお伺いしますが、それこそ家屋が倒壊した、あるいは焼失した件数も膨大になるわけですから、被災者の全員がというわけじゃないけれども雑損控除の申告は多数件数に上ると思ひます。これらの申告を処理するのに、個別的に損失を算定しているといふふうなことにやほとんど時間的に無理だと思ひますが、建物の損失額、要するに被害額をどのように算定するのか。

それから家財道具にしても、私のところはこれだけあった、私のところはこれだけだ、一々たんすが何本あったとかお宅は冷蔵庫なかったとかやっていたんじやどうにも話にならぬ。要するに、建物の被害額それから家財道具の被害額、損失額、これの画一的な何か簡便な算定方法はない

なものをお考えかどうかお伺いしたい。

○政府委員(堀田隆夫君) 御指摘のございましたように、災害により被害を受けました住宅とか家財等は、その損害額を計算いたします場合は本来的には個々に、被害のあつたときの時価を基礎として個々の資産を積み上げるといふのが原則でございます。

ただ、今回の阪神・淡路大震災のような甚大な震災で、被害を受けた資産について個々に損害額を計算することは困難な場合が多いと考へられます。また、お話しございましたように時間もかかるということもございまして、そういったことでもございまして、現在大阪国税局におきまして、専ら納税者の便宜を考慮して、簡易な方法により損害額を計算できるように取り計らいたいということにしております。今夕にもそのスキームを発表したいと思ひます。

その中身でございますけれども、住宅につきましては、住宅の損害額でございますけれども、被害を受けた住宅の構造、木造とか鉄筋とかそういった構造でございます。それから建築時期、いつごろ建てられたものであるか。それらに依つて時価額を求めまして、その時価額に延べ床面積数と住宅の被害割合を両方乗じて算定しようと思ひております。

家財の方は、いろんな家財があるわけでございますけれども、一々計算しているのもあれだということ、所得金額に見合う家財の部分と、それから同居しておられる親族の数に見合う家財の部分というのがあるだろうということ、その二つの要素から家財の合計額を算出したしまして、それに被害割合を乗じて計算をするということにしております。

ちょっと敷衍させていただきますと、今回の災害で一つは二次災害としての火災被害が非常に多かつたということもございまして、この火災被害になりまして家財というものはほとんど全壊という状態になりますので、その辺はそういった実情に依つて手厚く手当てする方向で考へたいと思ひ

つは思っております。

それから、自動車の被害がいろいろ出ております。先ほどの家用自動車の被害が出ておりますので、それは家財のグループから取り出して別途計算をしていきたいと思ひております。

これはあくまで冒頭申し上げましたように納税者の便宜のための措置でございますので、そういった計算をすることが実情に合わないというふうにお考へになる納税者がおられますれば、それは本則に立ち返つていただきまして、個々に積み上げて計算していただく。それでも結構だということでございます。

○猪熊重二君 今お話を伺つたような基準で納得できる方だつたら事務的にどんと処理していただく。どうしてもわしは嫌だと、その人はしようがない、きちんとやると。いずれにせよ、早期に処理していただく方を御検討いただきたいと思ひます。

この雑損控除を入れた確定申告の件数等についてどのような予想をしているのか。特に、三月十五日まで通常に確定申告をする人の数。その中の何割かが雑損控除の適用を言うのかも知れませんが、それ以外にいわゆるサラリーマンの源泉徴収者による確定申告による還付請求、これはどの程度の数を考へているのか。そしてまた、その数を予測した上での税務署の対応等はいろいろ準備されていると思ひますが、簡潔にお述べください。

○政府委員(堀田隆夫君) 現在御審議中の法律を成立させていただきますと施行されるということになりますと、私もはまず多数の納税者が還付申告に来られることになるだろう、相当ふえるだろうといふふうに想定をしております。

ただ、実際にどのくらいふえるのかということも、私も部内でいろいろ推計もしておりますけれども、それはなかなかわかりません。実際に個々の納税者にどのくらい損害が発生しているのか、あるいは雑損控除には所得金額の十分の一といった足切りもございまして、それを上回る人がどのくらいいるのか、そういうきめ細かな点

がございましてよくわからない。しかし相当ふえるだろうということでございます。

いずれにしましても、その申告の出方に応じてどんな事態にも対応できますように人員の面あるいは場所の面などにおきまして万全の準備をする、精いっぱい準備をするということで大阪国税局は対応しております、私ども国税庁としてもそれをバックアップしているという状態でございます。

○猪熊重二君 この法律を適用することによって平成六年度の所得税の減収はどのくらいになるんだらうかというふうな予測はありなんでしょうか。あるいは今回の大震災による平成七年一月から三月までの法人税の減収はどの程度とお考えなのか。後の部分はわからぬならわからぬでも結構です。この特例法を適用することによる損害というものだけでも概数がわかればお示ししたきたいと思っております。

○政府委員(小川是君) 今回の特例法及び災害減免法の所得基準の引き上げという改正によりまして、平成六年度の所得に対する税収の減は約五百三十億円程度というふうに見込んでおります。しかしながら、この六年分の所得による減収分でございますが、六年度税収に影響する部分はこのうちの約六割程度、四割程度はむしろ七年度分の減収にずれ込んでいくかなというふうに見るところ見積もり作業を進めているところでございます。

○猪熊重二君 それでは最後に、ちよつとこの法案とは別個な件ですが、大蔵大臣にお伺いしたいと思つております。

今、六年度の二次補正を編成中、こういうことですが、ともかく今回の大震災による損失のための国が支出すべき額というのは膨大な額になるだろうと思つております。平成六年度の当初予算、それからこの間まだ成立したばかりですが、二次補正、この当初予算及び一次補正において計上されたような項目であっても、要らないものというわけじゃないけれども、緊急度とかそういうものを考

えれば二次補正では、災害に対する歳出をそれなりに確保するというためには、従前計上されてきた歳出項目の変更というふうなことも当然考えるべきではなからうか。そうでないとすると、災害による歳出増の財源としては、結局は赤字国債の発行というところへ帰結せざるを得ない。

ですから、この間の六年度一次補正のときにも村山総理に私は申し上げたんですが、ともかく当初予算それから一次補正で歳出項目としてはあつたとしても、緊急度や各種の観点から考えて項目の変更ということも二次補正でやるべきだと思つて、そのことも申し上げたんです。

大蔵大臣の二次補正の編成に関する基本的な見解をお伺いして、終わりにいたします。

○国務大臣(武村正義君) 二次補正に対する財源の捻出についての御意見を承りました。おっしゃるとおりでございますが、現実にはもう一次補正で経費の節減はほとんどし終わっているといえます。か、そしてまた、もう年度末に近づいてきますからほとんどの事業が執行済みになっているという状況でございますから、ほとんどそういう幅がないわけでありまして、今回の二次補正、一兆円を少し超しますが、そこから大きな財源を捻出することは大変困難であります。でも、御趣旨はよく承りました。

○猪熊重二君 いろいろ税法の面でも大蔵省も大変だろうけれども、ともかく被災者の救済ということに視点を置いて、なお今後もいろいろ御努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。
○白浜一良君 前回の当委員会、二月十六日から所得税の申告が始まりますから、所得税の軽減のさまざまな対応を早期にとりこむべきである。この審議になっているわけでございますが、所得税に關しては今回若干の措置がとられるわけですが、被災地関連の企業、もう大変な被害を受けているわけでございます。
まず大蔵大臣、冒頭お伺いしたいんですけれども、法人税のさまざまな軽減措置、いつごろまで

におまとめになるお考えですか、まず冒頭にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 先ほどもお答えいたしました。現在、災害の状況、税制全体との絡み等も含めて検討をしているさなかでございます。が、今のところは、いつごろまでと日間で特定して申し上げるまだ自信がありません。なるだけ早くという気持ちで努力したいと思つております。

○白浜一良君 まあそういう答弁になるんでしようけれども、企業でいいますと一月決算のところもあるでしょう、二月決算のところもあるでしょう、三月決算のところもたくさんあるわけですが、確かに猶予措置はあります。猶予措置はありましたら一部被災です、要するに、ですから、定期のそういう決算をされるかわからないわけ、その辺の、どういふ措置をしてくれるのかということが決まらなければ決算したくてもできないということになるわけで、それはそういう答弁もわかりませんが、大体このぐらいいまではまとめますというふうな努力目標があつてしかるべきじゃないんですか。そう思います。いかがですか。

○国務大臣(武村正義君) おっしゃるお気持ちはよくわかります。きょうこうしてお話している法案につきましても、非常に主税局も早く反応をしてくれまして、もう被災直後に主税局長が検討を始めてくれて、やつと精査して、ねじり鉢巻きできょうこういうふうな国会に運ばせてもらっているわけでございます。でも、それまでは一カ月後には必ず出しますというふうなことは言えなかつたんです。結果的に、これ初めての例ですが、ちよつと一カ月で国会に提案ということになりました。

法人税についても、お気持ちはよくわかりますし、ほかさまざまな税目についてもいろいろな要望を承つていられるところでございます。残つたものが一つになるかどうかわかりませんが、かなり広

範にもわたりますので、一生懸命主税局中心に検討を進めさせていただく、一日でも早くしなければいけないという気持ちで努力いたしますので、御了承いただきたいと存じます。

○白浜一良君 そういう御答弁でございますが、これ二次補正は無理ですよ。当然二次補正の関連としては無理ですよ。それで、七年度の本予算は組み替へをされないという政府側のお考えですから、これは関係ない。ということは、平成七年度の補正、いつの段階で組まれるかわかりませんが、そういう関連でおまとめになるんでしようか、これは。

○政府委員(小川是君) 今お話のあつたようなイメージを考えているわけではございません。むしろ大臣から申し上げましたように、一日も早く、確かに申告期限は延長をいたしておりますけれども、それは言つても各企業等という対応を考へるかという問題でございますから、そういうことではなしに、文字どおり一日も早く準備を終え御審議をいただくようにいたしたいと思つて努力をいたしておりますし、これからもやっております。

また、一部の課税問題につきましては、実は現行法の中で対応できるものもございまして、むしろ取り扱いを明確にする必要があるものもございましては国税庁の方で、見舞金の扱いであるとかあるいは修繕の引当金の問題であるとかといったような、企業の方々にとって必要な重要な事項について法令の範囲内で既に取り扱いを公表しているものもあるわけでございます。

残りまして現在検討の対象にいたしておりますのは、例えば欠損金の繰戻しの問題であるとか、あるいは事業用資産の買いかへの問題であるとか、そのほかにも数々の御要望があるわけでございます。税制上の基本原則を損なうことなくどこまで被災者の損失に対応できるか、繰戻しになりませんが、最大限急ぐ努力を続けてまいりたいと思つております。

○白浜一良君 一日も早くということで、当然大

蔵省にもいろんなそういう要請が行っていると思
いますけれども、やっぱり被災地の企業にとつて
は深刻でございまして、どうか迅速に早目におま
とめをいただいで国会で審議をさせていただきた
い、このことを要望しておきたいと思ひます。

それで、いろいろ私どもも要請を受けているこ
ともございまして、内容に關しまして何点か
ちよつと確認しておきたいと思ひます、今のわ
かる範囲で。

まず最初に、被災企業の対象範囲。当然もう被災
地のつぶれちやつたようなそういう企業は非常
にわかりやすいわけですが、その関連で取
引して物すこいダメージを受けた近隣地域の
企業もございまして、非常に難しい問題なん
ですが、これは特に今の段階で何かお考えはござい
ますか。

○政府委員(小川是君) 例へば欠損金の繰り戻し
制度という制度が法人税についてはござい
ます。ことし赤字のときに、前年が黒字のときは、前
年納めた税金をその範囲内で還付するという制度
でございまして、実はこの制度は赤字法人の問題
あるいは財政上の理由によって現在繰り戻しは行
わないという制度になっておりまして、繰り越
しだけの制度になっております。

そこで、今回の被災企業の法人税について、こ
の一年繰り戻しする制度をこれらの企業について
だけ停止を解除するかという問題がござい
ます。その場合に考えられるのは、やはりこの地震に
よる損失によって、災害によって生じた欠損につ
いての対応ということになりますので、当然被災
地にある企業、本店を有している企業はもとより
でございまして、それ以外のところにも本店
を持っていても事業活動をこの地域で行つて
災害による損失をこうむつたというものも、この
問題を考えてときには当然念頭に置かなければい
けないというふうに思つております。

○白浜一良君 わかりました。
それで、今も話しされましたけれども、いわ
ゆる繰り戻しの制度でございまして、赤字法人対

策ということではこれは今適用されておられ
ません。本則では一年繰り戻しができる、こ
ういうふうになつておられるわけですが、地元の要望
は三年ぐらゐ繰り戻してくれと、こ
ういう考えもいろいろあるんですが、少
なくとも本則に戻すというぐらゐは、これは前向きにお考えになつて
いるということですか。

○政府委員(小川是君) この制度を停止している
事情は先ほど申し上げたとおりでござい
ますが、片方で、今回の震災によって被害を受けられた企
業、法人の方々の被害の状況、それからその他の
各種の対応がどのようになつておられるか。この制度
を停止している理由はあるわけがござい
ますけれども、なお一定の被災企業に
対してはこれを解除するだけの合理的な理由があるかどう
かというところを、現在他のものもろの措置との比較にお
いて検討をしております。今現在で直ちに一年の
繰り戻しを復活したいということまで
は行つておりませんが、そういうことを念頭に置いて検討
をしております。今現在で直ちに一年の
繰り戻しを復活したいということまで
は行つておりませんが、そういうことを念頭に置いて検討
をしております。

○白浜一良君 回りくどい言い方だから、僕ら頭
が悪いから理解できませんわ。
これは租税特別措置として停止されて
いる意味はあるんですけれども、おつしやつておられるように
それはよくわかつておられますよ。ですから、もう法
律全体を本則に戻すということは、それはいろいろ
論議はあるでしょう。だけれども、非常に
ダメージを受けて、自己資本はないわ、もう大変な
趣旨からいけば、前年度にそれなりの法人税を納
められておられるわけですから、これだけの欠損金を
抱えて立ち上がるというときに、その前年度に納
めた税金を還付する、繰り戻すというの
は、これはもつと前向きに考えていいのと違
いますか、どうですか。

○政府委員(小川是君) ただいまのような御指
摘、御意見をたくさん承つておられます、本日の御
意見も十分頭に置いて前向きに引き続き検討をし
てまいります。
○白浜一良君 本日に前向きにね。
それからもう一つ、繰り越しの方も
あるんですが、これは五年間になつて
いるんですが、欠損金の繰り越しは、今
回のダメージから見たら、地元の企業から
いろいろ私どもも聞くのは、これは五年
間では一五年間でいけるものもあるで
しょう、けれども五年間でやっぱりいけ
ないものもある、これ何とかなうとちよつと直して
もらえないかという声も随分あるん
ですよ。このところはどうかというふう
にお考えになっておられますか。
○政府委員(小川是君) 欠損金を大きく生じまし
たときに繰り戻しと繰り越しでどのよう
に対応していくのが税制として妥当か
どうか。個々の納税者のお立場とそれ
から税収の安定性の問題、それともう
一つは、余り長きにわたりますと実務
的にも困難が生じてまいります。そう
いったところから、我が国の法人税制
は繰り戻し一年と繰り越し五年という
制度をとつておられるわけがござい
ます。したがって、今回の被災のよう
な場合には、今お話のありました、現
状に少しでもこたえという意味から、
繰り戻しの停止をまず第一に解除す
るという方向で考えるのがいいかと、
それとも大きな損害を長く延ばして
考えていくのがいいかという問題に
直面するわけがございまして、現在考
えておられますのは、どちらかとい
いますと、欠損金の繰越期間というの
は基本的な構図として、できるだけ早
く立ち直つていただく、むしろ冒頭御
指摘のありました繰り戻しの停止とい
うもの解除ということが考えられな
いかと、こちらの方により重点を置
いて検討をしております。どうか考
えておられますか。
○白浜一良君 それはそれで考え方
として理解できますが、何とか延長し
てもらいたいという現場の強い声もあ
るというのをよく認識しておいて
いただきますか。
ちよつと細かく本日は聞きたか
つたんですが、もう時間がないので、
最後に地価税です。これ一月一日付
ですから、地価税はこれも本
当にどうも、今のままでも大
変な場合もあるでしょうし、もう
放棄して売ってしまったとか、
それからどこかに移転してしま
つたとか、そんなのもこれは一
月一日付ですから地価税は
やっぱり払う義務があるん
ですね。この辺、ちよつと今
この全体に対してどうい
うふうにお考えか、これだけ
伺つて私の質問を終わりたい
と思ひます。
○政府委員(小川是君) 確かに地
価税は一月一日に持つてお
られる方に課税されます。し
たが、いま、例へば今度の災
害でなくて一月一日以後に
売買が行われたというよう
な場合であっても、売り主、
一月一日に持つておられた
方に納税義務が発生するわ
けがございまして、そういう
意味におきまして、地価税は
ある一時点、一月一日の時点
で課税関係がすべて終わる
ものでございまして、大變こ
ういつた状況に対応しにく
いと思ひますか、原理からい
いますと、地価税を何らかの
形で配慮をするということは
極めて税の性格上難しい問
題でございまして、ただ、何
よりも想像を超えるような災
害でございまして、いろいろ
な事情もあると思ひます
ので、現地の実情を把握し
た上で何らかの対応が考
えられないか引き続き勉強
してまいります。

○委員長(西田吉宏君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。
本日、寺崎昭久君が委員を
辞任され、その補欠として
都築謙君が選任されました。

○池田治君 雑損控除と災害減免法の適用関係に
ついてお尋ねいたします。
雑損控除と減免法は有利な
方を選択できるようなつて
おられますが、被災者にと
つて実際どちらが有利であ
るかは非常にわかりにく
くて、一般的には、所得の
多い場合は雑損控除をして、
所得が

月一日付ですから、地価税は。これも本
当にどうも、今のままでも大
変な場合もあるでしょうし、もう
放棄して売ってしまったとか、
それからどこかに移転してしま
つたとか、そんなのもこれは一
月一日付ですから地価税は
やっぱり払う義務があるん
ですね。この辺、ちよつと今
この全体に対してどうい
うふうにお考えか、これだけ
伺つて私の質問を終わりたい
と思ひます。
○政府委員(小川是君) 確かに地
価税は一月一日に持つてお
られる方に課税されます。し
たが、いま、例へば今度の災
害でなくて一月一日以後に
売買が行われたというよう
な場合であっても、売り主、
一月一日に持つておられた
方に納税義務が発生するわ
けがございまして、そういう
意味におきまして、地価税は
ある一時点、一月一日の時点
で課税関係がすべて終わる
ものでございまして、大變こ
ういつた状況に対応しにく
いと思ひますか、原理からい
いますと、地価税を何らかの
形で配慮をするということは
極めて税の性格上難しい問
題でございまして、ただ、何
よりも想像を超えるような災
害でございまして、いろいろ
な事情もあると思ひます
ので、現地の実情を把握し
た上で何らかの対応が考
えられないか引き続き勉強
してまいります。

低い場合には、災害減免法では一千万までは四分の一、三百万までは全額、こういうふうになっておりますので、三百万程度の方は全額を請求できる減免の方が有利だろう、こう思いますけれども、また一方から見ますと、雑損控除には三年間の繰り越し控除ができることになっておりますが、減免法にはどうもこれが見当たらない。こういうようなことで申告納税の現場では非常に混乱をするんじゃないか、こう考えられますが、大蔵省ないし税務署の方は被災者に対してどのような御指導をなさるおつもりですか、お尋ねいたします。

○政府委員(堀田隆夫君) 先生おっしゃいましたように、個々の納税者の所得額あるいは損害額その他の状況によりまして、どちらの方法が有利であるかというのには一概には申し上げられない形になっております。実際によく計算をしていただいで選択をしていただく必要があるということでございます。私どもの執行の当局といたしましては、納税相談に当たりまして来署されましたときに、個々の納税者にとって最も適切な方法は何なのか、どれが一番所得税を軽減、免除できるのかという観点からよく御相談に乗り、御指導を申し上げたいということでございます。

○池田治君 それほ個々の窓口で、あなたの場合これを選択した方が有利ですということと、ま御指導なさるおつもりですか。

○政府委員(堀田隆夫君) 納税者の方々の、何と申しますか、どういってお気持ちで来られるかということにもよるわけでございますけれども、私どもといたしましてはあくまでも納税者の立場に立ちまして、親身になって御相談申し上げるということが必要であろうと思っておりますし、できるだけその指導、相談に力を入れるように一線を目指していきたくと思っております。

○池田治君 次に、雑損控除と減免法の必要書類の問題ですが、これらの法の適用を受けるためには被災者どのような書類を用意すればよいかという問題がございます。納税申告に際して必要書

類の簡素化という点も重大な事になってくると思っておりますが、どのような便宜を払う方針でございますでしょうか。

まず考えられるのは、どれだけの損害があったということを確認する罹災証明書等が、これは市で発行しておりますが、必要になろうと思っておりますけれども、この市の発行した罹災証明書は家屋の一部損壊ということが出ておった、ところが申告者の方は、外形上は一部だが、中に入ってみると全然使い物にならぬからこれは全壊という申告をした、こういう具体的な事例の場合に国税庁としてはどのような御判断をなさいますか、お尋ねいたします。

○政府委員(堀田隆夫君) 罹災証明書の件でございますけれども、従来から雑損控除の適用に当たりましては、地方公共団体が発行いたします罹災証明書ないし被災証明書を提示していただくということの基本にしておりますので、今回の災害につきましても、原則としてはそういった罹災証明書を提示していただくようお願いをいたしたいと思っております。

ただ、実際にはなかなか罹災証明書が受けられないという方もおられるようでございますし、逆に罹災証明書がなくとも、どこの地域に住んでおられたとか、あるいは現在仮設住宅に入っておられるかどうかという点で、住宅等にとのぐらいの被害を受けられたかということの心証が十分に得られる場合もございますので、そういう場合には罹災証明書の提示を求める必要はないだろう。罹災証明書の提示がないからといって雑損控除の適用を認めないというような運用はおかしいので、その辺は実情に応じて適切に対処してまいりたいと思っております。

それから、罹災証明書で記載された被害状況と納税者の申告、お考えが異なるケースもあろうと思っておりますけれども、その場合は、もとよりその罹災証明書を金科玉条として判断するというものではございませんで、あくまでもそれは私どもの判断材料の一つでございますので、個々の納税者と

の相談におきまして十分被害状況を聴取して、適切に対処してまいりたいと思っております。

○池田治君 よろしく御願いいたします。では、猪熊議員が私の質問内容をほとんど質問なさいましたので、ちよつと趣を変えまして、地震保険のことをちよつとお尋ねしたいと思っております。

けさの読売新聞にも出ておりましたけれども、地震保険と火災保険との問題は非常に問題が多いと存じております。先回の委員会では、サラリーマン等の低所得層の住居が損壊した場合、ローンの支払い延期とか金利の低下とか、こういうことまでは大蔵省としてもやれるけれども、免除したり国がかわりに支払ったりするようなことまでは到底できないということございました。

そうすると、みずから再建をいかにするためには、保険等による復旧資金が自分でできればこれは一番よいことでございます。そうすれば国の方も復興資金が少なくて済むという利点もございまして、この保険制度は重要な要素を持つておると思っております。

ところが、火災保険と地震保険との関係は非常に問題がございまして、地震と火災が一緒になった場合に、地震保険の適用ばかりを主張して火災保険の適用をなかなかさせてくれないというのが現状のようでございます。

そこで、これはなぜかと調べてみますと、地震保険というのは非常に加入率が低くて、保険金の支払いも額が少しである、最高一千万円までである、こういうようなことに現状なっているようにございます。農協等の地震保険では五千万円出せるのに、民間の保険会社では一千万円というようなことになってございまして、この一千万円では家屋を建築するにも、少しの役には立ちますけれども、とてもサラリーマンが家を建てる程度で金額はございません。

そこでお尋ねをいたしますが、保険金額の増加という点は幾らくらいまで大蔵省は指導しているかと思っておりますか。保険業界でもこの点

は一千万とか一千万五百万とかいろいろ検討されているようにございますが、大蔵省としてはどの程度が適切とお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

地震保険の保険金額の限度額は、今御指摘いただきましたように現在建物で一千万、家財で五百万となっておりますが、この限度額は、引き受けます民間損害保険会社の担保力及び再保険を引き受けております国の財政力に限りがあるということから、また、極めて高額な個人資産まで国の関与する保険によって救済することはいかかかということを考慮しながら決定されているわけでございます。

地震保険の商品内容につきましては、制度発足以来その改善を行ってきたところでございますが、今回の地震を期に、より一層の改善に努力すべきとの御指摘をいただいておりますし、今も御指摘を賜ったわけでございます。大蔵省としても、地震保険の商品内容の改善につきまして、今御指摘の保険金額の限度額を含めまして、これから十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○池田治君 それから次に、加入率を上げるといふ点も重要なことになると思いますが、今民間の金融機関等ではお金を貸す場合必ず火災保険に入るようにという指導をし、また半強制的に加入させているようにございますが、地震保険も同様な取り扱いはできないものでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 確かに、地震保険の普及率を上げるといふ観点から見ますと今の御提案は一つの有効な方法であろうというふうに思っております。地震保険を必ずそういったローンのような場合に付保させることにつきましては、そうした場合は、債務者の返済能力としては向上するわけでございますけれども、一方、債務者に新たな保険料の負担の増加ということが生じるわけでございます。それから、地域によりまして地震リスクについて

の意識がいろいろ異なります。そういったことなどいろいろと検討すべき問題もございませぬ。

現時点におきましては、個々の契約者等その当事者の判断にある程度ゆだねざるを得ないのではないかというふうに考えておる次第でございませぬ。

○池田治君 なかなか難しいところもあるようございませぬが、ひとつ御検討を願います。

次に、火災保険と地震保険の関係でございませぬが、ここに事例が載っております。隣の家の火の不始末で出火して延焼したとき、地震が起きた直後ですね。自分のうちは何でもなかった、隣の家の火の不始末で延焼した。こういうときに、延焼の直接の原因は地震ではないと、延焼を防止できなかった理由が地震による断水なら、この場合も火災保険ではなく地震保険が適用されるだろう、こういう論説がある反面、今度、出火原因が車庫にあった保管物からの自然発火で火が出た、それで地震で漏れていたガスに引火して火災が広がった。こういった場合は、東京高裁では間接に地震によるものと判断して、地震の影響を広く解釈したので火災保険金は支払われなかった、こういう例があります。また、地震から数日後電気が復旧しました。地震で家電製品が壊れていたためにショートして火災が発生したときは、地震が原因であって火災保険ではない。

こういうことで、なかなか火災保険金の支払いだけに頼って地震保険は支払われていないのが現状のようですが、何せ地震で二つの家が壊れた、自分の家はよかつたが隣から引火した。こういう例だけでなく、いろいろ各地から火が出てくるわけですから、こういうのは火災保険だけで地震保険は適用しない、また反面、地震保険だけで火災保険を適用しない、こういう問題がしつこく出てくるわけですから、これも、大蔵省も何か一つの指導指針というものをつけられたらいかでございませぬか。お答え願います。

○政府委員(山口公生君) 火災保険の場合、その約款におきまして、地震を直接または間接の原因

として発生または延焼拡大したものは支払いの対象外というふうな書かれてございませぬ。それで、今お尋ねのいろいろなケースが現実起こるわけございませぬが、地震が非常に通常のリスクを超えた膨大な損害を招くという特殊性からこういった対象外というふうにしておるわけございませぬ。その範囲を、地震が直接または間接というふうな表現をしておるわけございませぬ。

ただ、いろんなケースにつきまして具体的な取り扱いは行政の方で、この場合はこうだ、この場合はこうだと言うには、余りにも事実関係は区々でございませぬ、それにつきまして、個々の事情をよく損害保険会社に事実関係を含めて御連絡賜りたいというふうに思っている次第でございませぬ。

○池田治君 災害が起きたときに、保険で自立できる人が多ければ多いほど、国も財政面で負担が少なくて済むし、そしてまた個人も自己責任で処理できるわけですから、これほどいいことはないと思っております。地震保険の普及とか充実は大蔵省も真剣に考えなければならぬ問題だと思っております。

大蔵大臣はこの点について、質問通告しておりますので恐縮ですが、いかがお考えでございませぬか。最後にお尋ねします。

○国務大臣(武村正義君) 地震保険への加入が高まること、この保険の財政の基盤を安定させることになると認識でございませぬ。

ただ、これまでの状況を見ながら、新しい地震保険の商品設計をどうするか、今、保険部を中心に真剣に検討を始めた。保険料をどうするか、そのことによつて加入がどう広がっていくか、同時に保険の額をどう広げることができるか、そういうところを真剣に詰めて、新しい商品を見出すことができるように努力をしております。

○池田治君 終わります。

○吉岡吉典君 まず、申告期限の延長問題ですが、一月二十五日の国税庁告示でこれが決定され

ていますけれども、よく理解できないといういろいろな不安も伝えられてきますのでお答え願いたいんです。

国税通則法で、理由のやんだ日から二カ月延長するということになっている。その二カ月ということをもぐつて、今から二カ月前、そうだとするともうすぐだということ。またその二カ月前というのは、非常に厳格に守られるもので一切幅がないものかどうかというふうなこともあります。それからまた、指定都市以外はどうなるだろうかということも問い合わせを願います。

さらに税理士の場合に、税理士は被災した、しかしその顧問先は被災していない、税理士の事務所が被災したために申告期限がきつと守れそうにない、こういう場合はどうなるだろうかというふうな問題について、一括してお答え願います。

○政府委員(松川隆志君) 一月二十五日の国税庁告示による期限の延長の措置でございませぬが、これにつきましては国税通則法十一条で、申告等の行為ができないやむを得ない理由というふうな場合に、その理由がやんだときから二カ月以内に期限が到来するということにございませぬ。今回の告示では地域のみを告示いたしました。申告期限については別途国税庁告示で定める日ということにしております。したがって、まだこの告示を出しておりませぬので、今のところまだその期限の延長がいつ終わるかということとは明らかになっていないわけにございませぬ。

それでは、いつどうするかということにございませぬが、これにつきましては、いわゆる被災された納税者の状況を十分勘案して判断をしております。それから、この地域外の方で被害を受けられて申告ができない方はどうなのかということにございませぬが、これにつきましては、所轄の税務署に申請していただければ、期日指定の場合と同様に申告の期限の延長の措置を受けることができますというところをございませぬ。これは個別に申請していただくということにございませぬ。

それから、税理士の方が被災された場合に、関与先から書類を預かっていて、それが全部焼けてしまったというふうな場合にどうかというお尋ねでございませぬが、これにつきましても、納税者の方、税理士に預けたところ全部焼けてしまったというふうな個別の理由を所轄の税務署に申告していただければ、そうしたやむを得ない事由があると認められる場合には、同様に申告期限の延長の措置が認められると、こういうこととございませぬ。

○吉岡吉典君 次に、損害額の算定基準の問題です。これはきょう衆議院でもいろいろ論議があったようですけれども、損害額の算定の簡便法について、全壊、それから全壊に準ずるもの、半壊、一部損壊、こういう四つのカテゴリーによる算定方法を考へておられるということですが、まずこの四つの判定基準をどう見るといふ点で、全壊って一体どういうことを考へているのか、半壊というのはどういう状況を半壊と言ふのか、これが一致していないとトラブルにもなると思ひますので、大体大まかなところ、どういふふうにお考へになつておられるのかお答え願ひます。

○政府委員(堀田隆夫君) お答え申し上げます。住宅の損害、被害割合につきましても、今御指摘のございましたような四段階のカテゴリーに分けて考へるということにしております。それぞれの考へ方、基準でございませぬけれども、全壊、全壊でございませぬけれども、これは被害住宅の残存部分に補修を加えても再び住宅として使用できないものということにございませぬ。

それから、全損に準ずるものにつきましても、主要構造部、構造部とは軸組み、基礎、屋根、外壁等でございますけれども、そういった主要構造部の損害額がその建物の時価の五〇%以上であるか、焼失または崩壊した部分の面積が七〇%以上に達した程度のもので、残存部分を補修すれば再び使用できるものということにございませぬ。

半壊は、主要構造部の損害額の建物の時価に占

める比率が二〇%以上五〇%未満であるか、焼失または崩壊部分の面積が二〇%以上七〇%未満であり、残存部分を補修すれば再び使用できるもの。

最後の一部破損は、主要構造部の損害額がその建物の時価の二〇%未満であるものという考え方をとりたいと思っております。

○吉岡吉典君 住宅の時価について、建築統計によつて建築コストを算定するというような考えだということですが、これは具体的にはどういふこととお考えになつておられるのでしょうか。

○政府委員(堀田隆夫君) 住宅の時価でございますけれども、建設省がしております建築統計がございまして、そこで各年の、それから各県の平均の建築費が出ております。実績が出ております。それから、もとより住宅の構造の問題がございまして、木造かコンクリートかというような構造の問題がございまして、あと建築時期の問題がございまして、いつごろつくられたものかによつて、やっぱり価値は下がつてまいりますので、それを考慮する必要があります。その両方を踏まえたところで住宅の時価簡易表というのをつくりまして、一平米当たりの時価額を簡易表で出すこととしております。

納税者の方は、被害に遭つた御自分の家屋をこの表に当てはめていただいて、建築単価を確認していただいで、これに延べ床面積を乗じていただきまして、さらに先ほどの被害割合を乗じていただくということによって損害額が出るようになっております。

○吉岡吉典君 大臣にちょっとお伺いしたいんですけれども、便利の上でも今、損害額を簡便に算定するいろいろなそういう基準をつくらせて算定していくということには必要なことだと思つてます。しかし同時に、それが今度は余りにも画一化されて、全部同じじゃないわけですから一定の基準が必要だとしても、今度はその画一化された基準の押しつけになつて実態と離れるようになって、具合が悪いと思つてます。

そういう意味で、論議にもありました積み上げ方式もあるでしょうし、こういう方法もあるでしょうけれども、考え方としてはやはり被災者救済ということを貫き、損害の実額にできるだけ近づけた損害額を算出していくという立場を貫いていただきたいと思つておられます。大臣、そういう立場でやつていただければいいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 税の執行というのは、日ごろは大変厳格、公平公正にやらなきゃならぬ行政の一つでございます。しかし、今回のようなこういう未曾有の震災であり、個々の納税者にとつては本当に予期しない耐えがたき不幸に見舞われておられるわけでございますから、原則に立ちながらも、個々のケースについては親身になつて相手の納税相談等にも応じながら対応をしていくべきであるというふうになつておられます。

○吉岡吉典君 私こへ書類も持つてきています。これは東京税理士政治連盟というところから大蔵省にも文書でも出ているはずでございますけれども、それに織り込まれていくことは多くの人の関心でもあろうと思つておられます。一、二お伺いします。災害日前に相続が開始し申告期限が未到来の場合には税負担の軽減ができるかどうか、これが一つです。

○政府委員(小川是君) 一月十七日の地震が生ずる前に相続があつて、これから相続税の申告を行うという場合のお尋ねでございます。その場合には、被害を受けた部分の価額を相続税の課税対象から減額するという現行の制度になつております。それによつて申告をしていただく、申告時期の延長が終わりましてらしていただくということになります。

○吉岡吉典君 こういうのもありますね。源泉所得の徴収猶予。これは減額じゃない、猶予ですからあれですけども、これは可能かどうか。

○政府委員(堀田隆夫君) ただいまのお尋ねでございますけれども、源泉徴収制度のもとにおきま

しては、給与所得者の所得税の徴収、納付の事務は源泉徴収義務者である企業が行うこととなつておりますので、その徴収猶予の適用を受けるためには、企業が所得税の徴収事務を行う給与等の支払いの前日までに申告をしていただくことが必要であるということは御理解をいただきたいと思つておられます。この関係の事務処理は迅速にやるつもりでございますし、先ほど申し上げました、損害額の簡便な方法を活用していただくというところで納税者の側の手続も早めていただくのではないかと、そういう効果もあるのではないかと期待しているところでございます。

○吉岡吉典君 もう一つ、徴収猶予の場合に、滞納税額についても徴収猶予の対象にしてもらいたいのではないかとありますが、これはどうなりますか。

○政府委員(堀田隆夫君) 現行制度の中に納税の猶予という制度がございまして、災害などにより相当の損失を受けた場合に、税務署に申請することによつて納税の猶予が受けられるということでございますけれども、その中で、既に納期限が到来している税金で、一時的に納付することができないと認められる税金、これは滞納も含めてということになりますけれども、それにつきましては一年以内の猶予を認めるという制度になつております。

○吉岡吉典君 時間の関係で、まだいろいろ聞きたいことがあるんですが、これまで論議されたことでもいろいろな点が明らかになつておられるわけですが、大臣にこれは要望でもあるわけですが、納税者にも、こういういろいろな税制上の措置が、納税者に十分に知れ渡つていないために、それが受けられないというようなことがないようにすることが政治の責任であると思つておられます。

そういう意味で大蔵省としてまた政府全体としても、こういう措置が何よりもまず納税者に徹底すること、それから、これは担当する被災地だけじゃなくて全国の税務署に徹底すること、及び相談の窓口になる全国の地方自治体にも、政府の手

でこういう制度があると、これは大蔵省ほど詳しい知識は当然無理でしょうけれども、しかし大まかなところはわかるぐらいの徹底方を努力していただきたいと思つておられますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(武村正義君) 御指摘のような広報の努力は、ぜひ積極的に対応させていただきます。

○吉岡吉典君 最後に、これは税制と離れませんが、神戸で通関業務をやつておられる業者で、神戸での認可を持つておられるけれども、今、神戸は事業が機能しない、大阪でならぬ、大阪でもそれがやれるような措置をとつてもらいたいということをお願いして、これはいかがでしょうか。

○政府委員(鏡味徳房君) 神戸で通関の諸手続を行つておられる業者の方で、今回の大震災で被災を受けられて、神戸ではそういう諸手続ができませんとおっしゃる方につきましては、今回の大震災にかんがみ、一刻も早くその申請があり次第速やかに許可をおろして、そういう諸手続が行えるようにしたいと考えておられます。

また、大阪に事業所が設けられないという小規模な事業者の方につきましては、大阪の事業者と共同の事務所を設ける、現在ある事務所の中に共同の事務所を設けるというふうなことで対応が可能ではないかと思つておられますが、今御要請がございまして、どういふ方法があるか検討してみたいと思つておられます。

○吉岡吉典君 終わります。

○委員長(西田吉宏君) 他に御発言もないようです。これより両案について討論に入ります。――別に御発言もないようです。これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、榑崎君から発言を求められておりますので、これを許します。榑崎君。

○榑崎泰昌君 私は、ただいま可決されました阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、平成会、新緑風会、日本共産党、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 今般の阪神・淡路大震災に伴う緊急対応等の執行に当たっては、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期するなど、その円滑な実施に努めること。

一 大震災が広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業の早急な復旧を図り、それを支援する等の観点から、所得税の

緊急対応等に引き続き、必要に応じて、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。

一 所得税の緊急対応等の迅速な実施を含め、納税環境に的確に対応するため、国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保など、税務執行体制の一層の充実に努めること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(西田吉宏君) ただいま榑崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 全会一致と認めます。よって、榑崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武村大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武村大蔵大臣。

○國務大臣(武村正義君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(西田吉宏君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十七分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案
一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

三 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

四 事業所得の金額 所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。

2 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 救済品 関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第一項第三号に規定する救済品をいう。

二 保稅地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保稅地域(同法第三十条第二号の規定により税関長が指定した場所を含む)をいう。

三 証明書類 関税法第二百二条第一項に規定する証明書類をいう。

四 保稅蔵置場 関税法第四十二条第一項に規定する保稅蔵置場をいう。

五 保稅工場 関税法第五十六条第一項に規定する保稅工場をいう。

六 保稅展示場 関税法第六十二条の二第一項に規定する保稅展示場をいう。

七 製造工場 関税法第十三条第一項に規定する製造工場をいう。

第二章 所得税法の特例
(雑損控除の特例)

第三条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む)のとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く)については、その居住者の選択により、平成六年において生じた同項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その居住者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じたものとみなす。

2 前項の規定は、平成六年分の確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)

第四条 居住者の有する棚卸資産(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう)について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額(当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む)については、

その者の選択により、平成六年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた同法第五十一条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

3 居住者の有する山林について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた所得税法第五十一条第三項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

のとみなす。

4 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第五十一条第四項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び第二項又は前条第一項に規定する資産に係る損失の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

5 前各項の規定は、平成六年分の所得税について所得税法第四十条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しないものとし、同項の規定は、前各項の規定を適用することにより同年において同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額が生じることとなる場合における同年分の所得税については、適用しない。

6 第一項から第四項までの規定は、平成六年分の確定申告書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
(非居住者への適用)
第五条 前二条の規定は、非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。

(政令への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この章の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 災害被害者に対する租税の減免
徴収猶予等に関する法律の特例

(災害被害者に対する所得税の減免の特例等)

第七条 阪神・淡路大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その者の選択により、当該被害を平成六年において受けたものとして、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定を適用することができる。この場合において、平成六年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成七年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該震災による被害を同年において受けなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 関税法等の特例
(申請等の期限の延長等)

第八条 阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域（以下この章において「指定地域」という。）に当該震災の発生の際に住所又は居所を有していた当該震災の被災者に係る関税法又は他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下この条において「申請等」という。）に関する期限で、平成七年一月十七日から大蔵大臣が当該震災の状況を勘案して別に定める日（以下この項及び第四項において「指定日」という。）までの間に到来するものについては、当該期限を指定日の翌日まで延長する。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 税関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、第一項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該延長された期限を延長することができる。

4 税関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、平成七年一月十七日以後に到来する申請等（第一項に規定する被災者に係る申請等）指定日までその期限の到来するものを除く。以下この項において同じ。）に關する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。

5 前各項の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合には、その関税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。
(手数料の還付、軽減又は免除)

第九条 税関長は、次に掲げる貨物に係る関税法第十九条、第三十三条（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の許可又は同法第九十八条第一項の承認（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が同法第一百条第一号又は第四号の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。
一 救済品に該當する貨物であつて、阪神・淡路大震災の被災者を支援するためのもの
二 指定地域に所在する保税地域に阪神・淡路大震災の発生の際に置かれていた貨物であつ

て、貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があると税関長が認められたものその他これに準ずる貨物であると税関長が認められたもの

2 税関長は、前項各号に掲げる貨物に係る許可等を受ける者が関税法第百条第一号又は第四号の規定により納付する手数料については、当該許可等をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

第十条 税関長は、次に掲げる証明書類の交付を請求した者が関税法第百二条第二項の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる貨物に係る証明書類

二 指定地域に所在する保税地域に阪神・淡路大震災の発生の際に置かれていた貨物の当該震災による被害に係る証明書類

三 証明書類又は税関長の行政処分を通知する書類で阪神・淡路大震災の被災者が当該震災の発生の際に交付を受けたものを当該震災において紛失し、焼失し、又は著しく損傷したことにより当該被災者において必要となつた当該証明書類と同一の内容の証明書類又は当該行政処分についての証明書類

2 税関長は、前項各号に掲げる証明書類の交付を請求する者が関税法第百二条第二項の規定により納付すべき手数料については、当該交付をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

第十一条 税関長は、指定地域に所在する保税蔵置場、保税工場若しくは保税展示場又は製造工場(以下この条において「保税蔵置場等」という。)が阪神・淡路大震災により損傷したためその業務の遂行に支障が生じていると認めるとき

は、政令で定めるところにより、その生じている支障の程度に応じ、当該保税蔵置場等に係る関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項若しくは第六十二条の二第一項の許可又は関税法第百条第三号又は関税率法第十三条第八項の規定により納付した手数料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還付し、又はこれらの規定により納付すべき手数料を軽減し、若しくは免除することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日前に平成六年分の所得税につき第二条第一項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に所得税法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項につき第二章又は第三章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。
(平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第三条 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「第十条の規定並びに」を「第十条の規定、」に改め、「第二条の規定」の

下に「並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第 号)第二条第一項、第五条及び第七条第一項の規定」を加える。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
等に関する法律の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二条中「六百万円」を「千万円」に、「三百万円」を「五百万円」に、「四百五十万円」を「七百五十万円」に改める。

第三条第二項から第四項までの規定中「六百万円」を「千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(以下「新法」という。)第二条の規定は、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第三条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び同日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に所得税法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は

更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

二月十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案
一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

平成七年二月二十四日印刷

平成七年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇